

◇ 一括償却資産の除却

Q : 当社では前期に、1台12万円のパソコンを10台購入し、一括償却資産として取得価額の3分の1を損金に算入しました。

ところが、今期になって事業規模を縮小することになり、パソコン10台のうち3台を除却しました。この3台のパソコンについて、帳簿価額の残額を除却損として処理することは認められますか。

A : 認められません。

【解説】

一括償却資産の損金算入制度とは、取得価額が20万円未満のもので少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の規定の適用を受けないものについては、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却することを認めるものです。

法人がこの制度を選択した場合には、供用事業年度後の各事業年度において、滅失、除却等の事実が生じた場合であっても、その損金算入額は、その滅失等した減価償却資産の取得価額のうちで未だ損金算入されていない金額に相当する金額の全額ではなく、一括償却資産の損金算入制度の規定による損金算入限度額に達するまでの金額になります。

つまり、ご質問の場合のように、一括償却の方法を選択した減価償却資産の一部につき除却したときであっても、その償却限度額は、除却したパソコン3台を含む10台に対応する金額40万円(12万円×10台×1/3)ということになります。

